

日本水環境学会 地域水環境行政研究委員会 優秀論文賞表彰規程

制定 2021年3月19日

(目的)

第1条 日本水環境学会地域水環境行政研究委員会は、水環境の改善に向けた行政施策の推進に資する優れた論文を称賛し、その実績を周知するために日本水環境学会地域水環境行政研究委員会優秀論文賞を設ける。

(選考対象)

第2条 本学会機関誌（水環境学会誌, Journal of Water and Environment Technology）又は国際水協会会誌（Water Research, Journal of Water Supply: Research and Technology - AQUA, Water Science and Technology, Water Science and Technology: Water Supply, Journal of Hydroinformatics, Journal of Water and Health, Journal of Water and Climate Change, Journal of Water Reuse and Desalination, Journal of Water Sanitation and Hygiene for Development, Hydrology Research, Water Practice and Technology, Water Policy, Water Quality Research Journal, Water Resources and Rural Development, Water Resources and Economics, Water Resources and Industry, Sustainability of Water Quality and Ecology）に掲載され、地域の水環境行政施策の推進に貢献が期待される論文の著者。

2 原則として、論文の対象は表彰年の前3年以内に公表されたものとする。

(選考方法)

第3条 選考対象の論文内容等を論文賞表彰選考委員長及び論文賞表彰選考委員による審査結果を基に地域水環境行政研究委員会委員長が地域水環境行政研究委員会優秀論文賞を決定する。

2 論文賞表彰選考委員長及び論文賞表彰選考委員による審査は、別に内規で定める選考基準に基づき厳正に行う。

(応募方法)

第4条 応募は、推薦（自薦・他薦）によるものとする。

2 被推薦論文の筆頭著者は日本水環境学会会員であり、かつ地域水環境行政研究委員会委員である者とする。

3 推薦者は応募要領に従い、指定の応募書式に必要事項を記入し、論文賞表彰担当幹事宛に送付する。

4 推薦者は日本水環境学会会員に限らない。

(受賞者)

第5条 受賞者は、第3条第5項により決定された優秀論文の筆頭著者及び共著者とする。

ただし、表彰までに次に定める条件をもつこととし、(1)を必須条件とする。

(1) 筆頭著者は地域水環境行政研究委員会の委員であること。

(2) 共著者は日本水環境学会会員であること。

2 表彰までに前項(2)の条件を満たさなかった者は、表彰対象から除外する。

(賞)

第6条 地域水環境行政研究委員会優秀論文賞は毎年5件以内とする。

2 本賞は、賞状及び副賞を授与する。賞状の授与対象者は受賞者全員とする。

3 受賞者のうち若干名は、日本水環境学会シンポジウムにおける地域水環境行政研究委員会のセッションで招待講演を地域水環境行政研究委員会から依頼する場合がある。

4 受賞対象論文の受賞理由等を委員会ホームページに掲載する。

(運営)

第7条 地域水環境行政研究委員会委員長は、地域水環境行政研究委員会委員の中から論文賞表彰選考委員長および論文賞表彰担当幹事(主担当1名及び副担当若干名)を任命する。

2 論文賞表彰担当幹事は、論文賞表彰選考委員を推薦するとともに、本規程に基づく表彰制度を円滑に行うための事務を行う。

3 論文賞表彰選考委員長は、論文賞表彰担当幹事が推薦した論文賞表彰選考委員を任命する。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、地域水環境行政研究委員会委員長の承認を得て行うものとする。

附則

1 この規程は、2021年3月19日から施行する。

2 日本水環境学会地域水環境行政研究委員会優秀論文賞の英文名称は「Excellent Paper Award 20xx in the JSWE Research Committee, Local Public Issues on Water Environment」とする。